

マイナンバー法施行に向け 今、企業が取り組むべき対策



平成 27 年 10 月から、住民票を有する国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が通知され、平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要となります。

事業主は労働者からマイナンバーの提示を受け、これらを管理しなくてはなりません。

今後企業にどのような対策が求められるのか？

求められる管理対策を介護事業所に合わせて分かりやすくご説明します。

1. マイナンバー制度の概要
 - ・ マイナンバー制度の目的
 - ・ マイナンバー制度の基本的な仕組み
 - ・ 「通知カード」・「個人番号カード」とは
2. 企業におけるマイナンバー実務
 - ・ マイナンバーの記載が必要な書類の洗い出し
 - ・ マイナンバー収集対象者と取得
 - ・ マイナンバーの利用・提供、収集と保管・廃棄
3. 求められる安全管理措置
 - ・ 講ずべき安全管理措置の内容



講師： 行政書士事務所アチーブ
行政書士 國重和大

大学卒業後、建材・住宅設備機器の営業職として勤務する一方で、法的知識を深め“人、企業”に貢献したいと、行政書士資格を取得。資格取得後、社会保険労務士事務所アチーブにて、顧問先の諸手続き・給与計算・労務相談など数多くの経験を積む。また多くの個人情報扱うなかで、個人情報の取り扱いについては企業のリスク管理の観点から重要であると考え、企業向け研修も実施した経験をもつ。平成 26 年 5 月行政書士事務所を開業。企業労務に関する実務経験を生かし法人設立などの起業支援を行っている。また、介護事業開設や相続・任意後見制度など福祉関係の支援も積極的に行っている。

開催日時：平成 27 年 8 月 28 日（金） 10：00～12：00

会場：丸亀市生涯学習センター（まなびらんど）丸亀市大手町 2 丁目 1-20 TEL：0877-23-1091

- 受講料 1 名につき **3,000 円**（税込）
- ★ 特典 ①アチーブ主催ビジネスマナー研修・接遇研修など受講企業様
②社労士事務所アチーブ顧問先様
上記①～②のお客様 1 名につき **2,000 円**
- 定員 **24 名**（定員になり次第、締め切らせていただきます。）
- お申込期限 開催日の 1 週間前
- お申込方法 裏面のお申込書にご記入いただき F A X にてお申込ください。

詳細は裏面をご覧ください。>>>

お問合せ

株式会社 アチーブ・コンサルティング

〒760-0042 香川県高松市大工町 5-1 松本ビル 3F

TEL：087-813-1426 FAX：087-813-1427

HP：http://www.achieve-cg.jp

受講申込書

マイナンバー制度スタートに向け
取り組むべき対策セミナー

お申込日 平成 27 年 月 日

株式会社アチーブ・コンサルティング 行
(FAX:087-813-1427)

企業名				
ご連絡先	住所	〒		
	電話		FAX	
	e-mail	※受講票をメールにてお送り致しますので、必ずご記入ください。		
	ご担当者	所属 氏名	役職	
参加者	フリガナ 氏 名		役職	
受講料	<input type="checkbox"/> 顧問先様 <input type="checkbox"/> 受講企業様 <input type="checkbox"/> 一般のお客様			
	<input type="checkbox"/> _____円 × _____名様 = 合計金額 _____円			
	お振込み予定日：平成 27 年 _____月 _____日			
	お振込み名義人 _____ ※上記企業名と同じ場合は記載不要です。			

◆お申込方法

上記の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。

(申込書受理後に確認のお電話を差し上げます。)

受講料は、事前に下記指定口座にお振込みをお願いいたします。

お振込みが確認出来次第、受講票をメールにてお送り致します。

◇振込先：百十四銀行 本店営業部（普）3105468 株式会社アチーブ・コンサルティング

- ・開催日の1週間前までにお振込みをお願いいたします。
- ・振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ・お振込みの確認が出来なかった場合は、キャンセルとさせていただきます。
- ・開催日2日前以降のキャンセルは、返金いたしかねます。

※お申込に際する個人情報は、当研修以外の用途には使用いたしません。

ご紹介者 _____